

令和2年度包括外部監査の結果報告について

相模原市包括外部監査人から、令和2年度包括外部監査の結果報告がありましたので、お知らせいたします。

1 特定の事件（テーマ）

子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について

2 監査対象年度

令和元年度の執行分

（ただし、必要に応じて平成30年度以前及び令和2年度の執行分を含む。）

3 監査期間

令和2年7月2日から令和3年1月31日まで

4 監査対象部局

こども・若者未来局

5 包括外部監査人及び包括外部監査人補助者

（1）包括外部監査人

公認会計士 高野 伊久男

（2）包括外部監査人補助者

公認会計士 加藤 聡

公認会計士 鈴木 亮子

公認会計士 谷川 淳

公認会計士 宮本 和之

公認会計士 柳原 匠巳

公認会計士 山口 剛史

公認会計士 山崎 愛子

6 結果報告の概要

別紙 令和2年度包括外部監査報告書(概要版)のとおり

問合せ先

高野伊久男 包括外部監査人 電話 042-754-1111（代表）

内線 3849（外部監査人室）

監査委員事務局

電話 042-769-8291（直通）

対応責任者 長谷川一男

令和 2 年度
包括外部監査報告書
概要版

「子ども・子育て支援事業に関する
財務事務の執行について」

相模原市包括外部監査人
公認会計士 高野 伊久男

(本報告書における記載内容の注意事項)

・監査の「結果」

今後、相模原市において何らかの措置が必要であると認められる事項。主に、合规性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合には、経済性、効率性及び有効性の視点からの結論も含まれる。

・監査の「意見」

監査の「結果」には該当しないが、経済性、効率性及び有効性の視点から、施策や事務事業の運営の合理化等のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、相模原市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するもの。

・端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

・報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として相模原市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には原則として数値等の出典は明示していない。

報告書の数値等のうち、相模原市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

目 次

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件(監査テーマ).....	1
3. 外部監査の対象期間.....	2
4. 外部監査の実施期間.....	2
5. 監査の視点.....	2
6. 監査対象部署.....	2
7. 外部監査の補助者.....	2
8. 利害関係.....	2
第2 選定した特定の事件の概要	3
1. 相模原市の状況について.....	3
第3 実施した外部監査の概要	7
1. 監査対象とした事業と実施した監査手続.....	7
2. 監査の結果及び意見の要約.....	11

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(監査テーマ)

(1) 選定した特定の事件(監査テーマ)

「子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について」

(2) 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

「平成 4 年度国民生活白書」は、「出生率の低下やそれに伴う家庭や社会における子供数の低下傾向」を「少子化」と表現し、以後、「少子化」という言葉が日常的に使われるようになったといわれている。

少子化は、高齢化(人口全体の中で高齢者の割合が高まっていくこと)とあいまって、労働力人口の減少による経済成長の低下(需要と生産力の低下)を招くなどの可能性があり、少子化の速度をできるだけ緩やかにする努力が必要とされている。

「未婚化の進展」、「晩婚化の進展」、「夫婦の出生力の低下」などが少子化の原因として一般的に挙げられているが、このような状況を招いている背景として、「子育てに対する負担感の増大」、「経済的不安定の増大」、「仕事と子育てを両立できる環境整備の遅れ」などが考えられる。子育てに対する負担感の軽減や経済的不安定の改善を図り、仕事と子育てを両立できる環境整備を進めることは我が国の喫緊の課題と考える。

相模原市も年少人口(15 歳未満人口)は減少傾向が続いている。平成 31 年 1 月 1 日現在(推計人口)の年少人口は 85,095 人、年少人口割合は 11.9%であるが、年少人口は平成 24 年から 7,804 人が減少し、年少人口割合は 1.1 ポイント低下している。

相模原市は、平成 17 年に「さがみはら いきいき親子応援プラン～相模原市次世代育成支援行動計画～」を策定し、平成 27 年に、同年 4 月から施行されている子ども・子育て支援法に基づき「さがみはら 子ども応援プラン～相模原市子ども・子育て支援事業計画～」(以下「第一次計画」という。)を策定し、次代のさがみはらを担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備を推進している。そして、第一次計画策定から 5 年が経過した令和 2 年 3 月に「さがみはら 子ども応援プラン～第2次相模原市子ども・子育て支援事業計画～」を策定し、さらなる施策の充実を図るとしている。

また、相模原市は、待機児童が生じていることや、児童虐待に関する相談が増加しているなどの課題を解決するため、平成 29 年度に、子ども・若者に関する多様な施策の総合調整機能を有する「こども・若者未来局」を設置し、加えて、妊娠期から子育て期、その先を見据えた「切れ目のない支援」を実施するために、「子育て支援センター」を各区に設置している。さらに、相模原市子どもの権利条例(平成 27 年相模原市条例第 19 号)の制定、児童相談所の機能・体制の強化、相模原市幼児教育・保育ガイドラインの策定、子どもの貧困対策の充実などを推進している。

第1 外部監査の概要

以上のおり、相模原市は、子ども・子育て支援に関して様々な取組を推進している。これら取組は市民の関心も高いと考えられ、包括外部監査において、財務事務の執行が法令規則に準拠して適正に行われているかどうか、また、経済的・効率的かつ有効性をもって行われているかを検証する意義は高いと考える。よって、子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行を本年度の包括外部監査の特定の事件(テーマ)として選定した。

3. 外部監査の対象期間

令和元年度の執行分

必要に応じて平成30年度以前または令和2年度の執行分を含む。

4. 外部監査の実施期間

令和2年7月2日から令和3年1月31日まで

5. 監査の視点

(1) 子ども・子育て支援事業に関する財務事務の合规性に問題はないか

子ども・子育て支援事業に関する財務事務は、地方自治法、地方自治法施行令、相模原市が定める条例及びその他の法令等に従い適切に行われているか。

(2) 子ども・子育て支援事業に関する財務事務の経済性、効率性及び有効性に問題はないか

子ども・子育て支援事業に関する財務事務は、経済性、効率性及び有効性に充分配慮して行われているか。

6. 監査対象部署

こども・若者未来局

7. 外部監査の補助者

加藤 聡	公認会計士	柳原 匠巳	公認会計士
鈴木 亮子	公認会計士	山口 剛史	公認会計士
谷川 淳	公認会計士	山崎 愛子	公認会計士
宮本 和之	公認会計士		

8. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定による利害関係はない。

第2 選定した特定の事件の概要

1. 相模原市の状況について

(1) 相模原市の概況

相模原市は、神奈川県北西部、東京都心からおおむね 30～60km に位置し、北部は東京都、西部は山梨県と接している。市の真ん中を相模川が横断し、東側には相模原台地、西側には丹沢山地・秩父山地が広がっている。

昭和 29 年に神奈川県内 10 番目の市としてスタートし、平成 18 年 3 月に津久井町及び相模湖町と、平成 19 年 3 月に城山町及び藤野町と合併し、平成 22 年 4 月に全国 19 番目の政令指定都市となっている。その際に、緑区、中央区、南区の 3 つの行政区を設置している。

相模原市は、戦後は東京の近郊都市として急速に都市化が進み、東京や横浜のベッドタウン、また、内陸工業都市として発展してきた。これに伴い、特に昭和 40 年代から 50 年代前半にかけて人口が急増している。市内には JR 東日本、京王電鉄、小田急電鉄合わせて 6 つの鉄道路線が通り、近年は、圏央道相模原 IC と相模原愛川 IC が開業している。

図 1 相模原市の概況(相模原市ホームページより)



第2 選定した特定の事件の概要

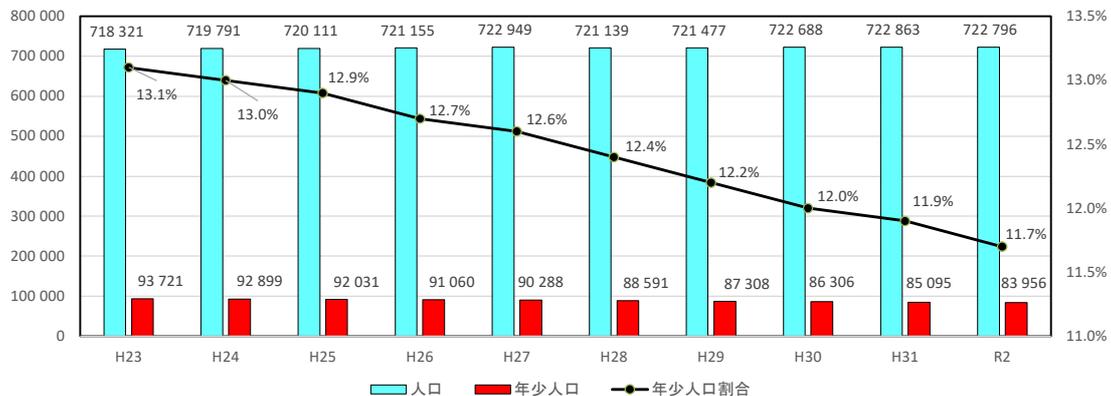
(2)相模原市の人口推移

次図は、相模原市が政令指定都市となった後の平成23年1月1日から令和2年1月1日までの、各年1月1日現在の推計人口の推移を示したものである。グラフの推計人口は、総人口とそのうちの15歳未満の年少人口の推移及び年少人口割合(総人口に占める年少人口の割合)の推移を示している。

相模原市の令和2年1月1日現在の推計人口は722,796人で、このうち年少人口は83,956人、年少人口割合は11.7%である。これを平成23年1月1日現在の推計人口と比較すると、総人口は平成23年1月1日の718,321人から4,475人増加しているが、年少人口は93,721人から9,765人減少している。その結果、年少人口割合は平成23年1月1日の13.0%から1.3ポイント低下している。平成23年1月1日と比較すると、総人口は増加しているが年少人口は減少しており、少子化が進行している状況にある。

なお、年少人口割合は、総人口から年齢不詳者数を控除して算出している。

図2 相模原市の総人口と年少人口の推移



(3)「さがみはら いきいき親子応援プラン～相模原市次世代育成支援行動計画～」

平成15年7月に制定された次世代育成支援対策推進法は、市町村及び都道府県に行動計画の策定を要請している。

行動計画(市町村行動計画)は、国の行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標及び目標達成のために講ずる措置の内容を記載した計画である。

相模原市は、この行動計画として平成17年に「さがみはら いきいき親子応援プラン～相模原市次世代育成支援行動計画～」を策定している。同計画は、平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間としている。

平成21年度には、次世代育成支援対策に関する取組がより一層充実するよう、平成22年度から平成26年度までの5年間を期間とする後期行動計画を策定している。この計画は、相模原市が進めていく子育て・子育て支援施策の方向性や目標を定めたものである。

(4)「さがみはら 子ども応援プラン～相模原市子ども・子育て支援事業計画～」

平成 27 年 4 月から本格施行された子ども・子育て支援法は、市町村に対し、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定を要請している。「市町村子ども・子育て支援事業計画」は、国の指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などの業務の円滑な実施などを記載した計画である。

相模原市は、「相模原市次世代育成支援行動計画」を継承し、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間に計画期間とする「さがみはら 子ども応援プラン相模原市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第一次計画」という。）を策定している。そして、第一次計画策定から 5 年が経過した令和 2 年 3 月に、「さがみはら 子ども応援プラン～第 2 次相模原市子ども・子育て支援事業計画～」を策定し、さらなる施策の充実を図るとしている。

(5)こども・若者未来局の設置

相模原市は、平成 29 年度に行った組織改編で新たに「こども・若者未来局」を設置している。こども・若者未来局の設置の目的と機能について相模原市は、平成 29 年 2 月議会で次のように述べている。

子どもや若者を取り巻く環境は、核家族化の進行や就労環境の多様化などにより大きく変化している。こうした状況においても、全ての子どもや若者が将来に夢や希望を持ちながら健やかに成長し、持てる能力を生かして自立・活躍ができる社会の実現に向け、多様な施策を総合的に推進するため、こども・若者未来局を設置するものである。設置後の具体的な取り組みは妊娠期から子育て期に係る切れ目のない支援を図るための拠点を各区に設置するほか、少子化対策の推進、子どもや若者の自立支援の充実などを行っていききたい。

(6)子育て支援センターの設置

相模原市は、平成 29 年 4 月に緑区、中央区、南区の行政区ごとに「子育て支援センター」を設置している。

子育て支援センターは、妊娠期から産後、子育て・保育までの総合的な支援を行うもので、市民の相談窓口の一元化を図り、妊婦や子育て家庭など個々のニーズを把握しやすくし、きめ細やかな支援を図るほか、必要なサービスを円滑に利用できる体制を提供することで市民の利便性向上に繋がることを目的としている。

国は、「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援」、「ワンストップ相談窓口としての細やかな支援」、「地域の関係機関とのネットワークの構築」の基本 3 要件を満たす「子育て世代包括支援センター」の整備を推進しており、相模原市もその流れに沿って「子育て支援センター」を設置している。

第2 選定した特定の事件の概要

(7)相模原市子どもの権利条例の制定

相模原市は、平成 27 年 3 月 23 日に相模原市子どもの権利条例を制定し、同年 4 月 1 日から施行している。

相模原市子どもの権利条例は、これからのさがみはらを築いていく子どもたちを地域社会全体で見守り、希望ある未来に向けて、子どもたちが成長することができるまちの実現を目指すとともに、子どもの権利を保障することを目的としている。

同条例の規定に基づき相模原市は、子どもの権利に関する相談・救済に対応するため、子どもの権利救済委員、子どもの権利相談員による相談・救済の窓口を開設している。

(8)児童相談所の機能・体制の強化

増え続ける児童虐待への対応を強化するため、国において平成 30 年 12 月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が策定され、児童相談所の機能・体制の強化に向けて強力に推進していくこととされた。

相模原市においては、同プランを踏まえ、専門職を毎年増員配置するとともに専門性を強化するための研修の充実に努めている。また、一時保護の体制を強化するために、令和 2 年度から社会福祉法人への委託により、6名定員の一時保護専用施設を設置し、体制の強化を図っている。

(9)相模原市幼児教育・保育ガイドラインの策定

相模原市は、平成 31 年 3 月に相模原市幼児教育・保育ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を策定、公表している。

家族形態の変化や共働き世帯の増加等により、全国的に保育需要は増加傾向にあり、相模原市においても保育所等の利用申請者数は増加し続けている。また、平成 27 年の子ども・子育て支援新制度の施行や、平成 30 年の幼稚園教育要領、保育所保育指針等の改訂など、すべての子どもが健やかに成長できるよう、質の高い教育・保育、子育て支援の提供が制度として位置づけられた。こうした状況の中でガイドラインを策定している。

ガイドラインは、相模原市の審議会である「子ども・子育て会議」において議論を重ね、保護者・保育者(園)・地域・行政の四者が果たすべき役割を確認するとともに、目標に向かってそれぞれの立場ごとに協力して、幼児教育・保育のより一層の充実に繋げていくことを願い、まとめた内容となっている。

(10)子どもの貧困対策の充実

平成 25 年 6 月に制定された子どもの貧困対策の推進に関する法律は、令和元年に改正され、市町村は子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとされた。

相模原市は、当該計画を令和 2 年 3 月に策定した「さがみはら 子ども応援プラン～第 2 次相模原市子ども・子育て支援事業計画～」に包含し位置付けている。

この計画では、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、居場所づくり、学習支援、生活支援、経済的支援等を推進することとしている。

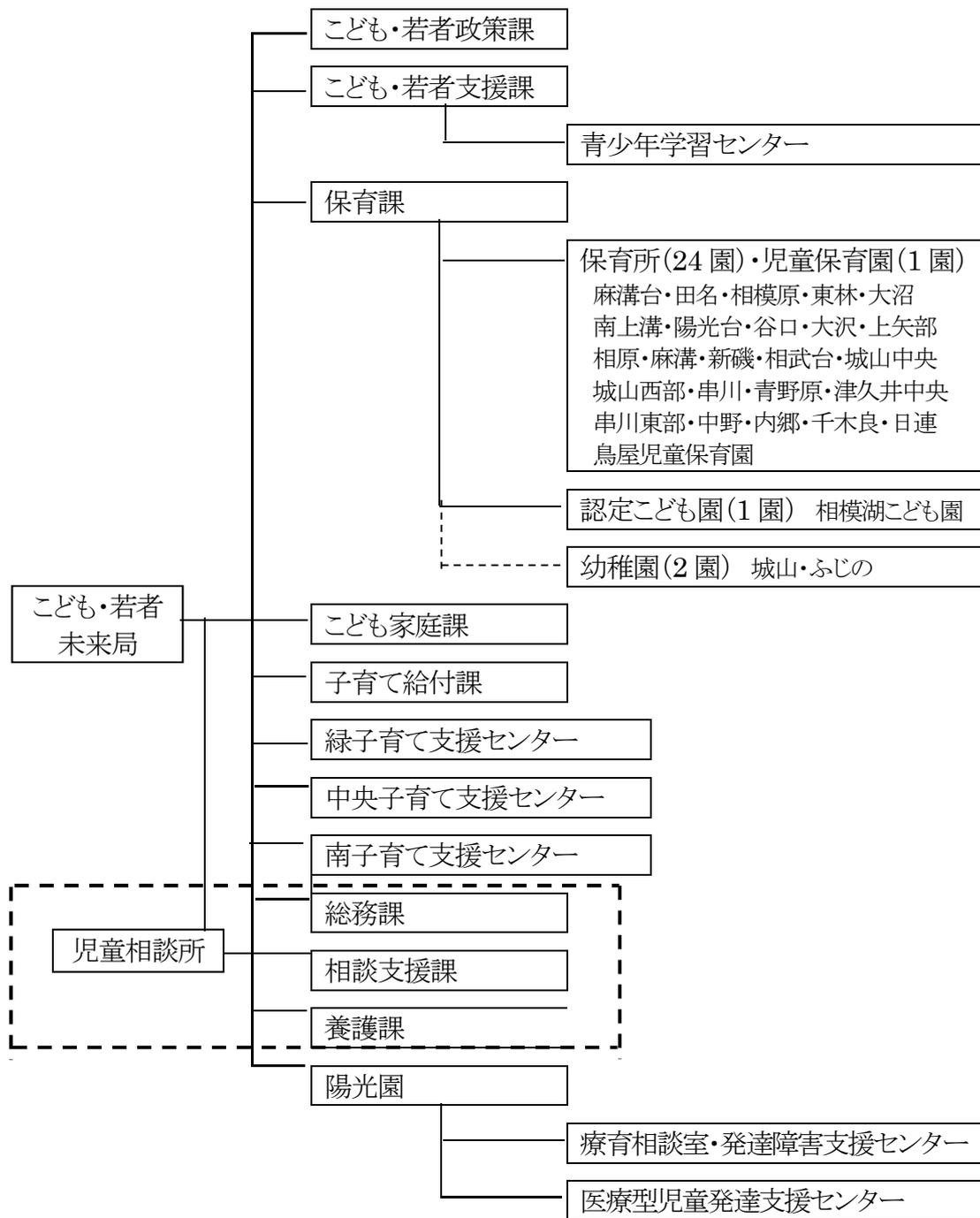
第3 実施した外部監査の概要

1. 監査対象とした事業と実施した監査手続

(1) 監査対象部署と監査対象とした事業

① 監査対象部署としたこども・若者未来局の組織図

図 3 こども・若者未来局の組織図(令和2年10月1日)



第3 実施した外部監査の概要

② 監査対象事業

こども・若者未来局が令和元年度に実施している次表の事業を監査対象とした。

表 1 監査対象とした事業 (単位:千円)

No	事業名	所管	決算額
1	子ども・若者未来基金積立金	こども・若者政策課	15,954
2	子育て広場事業	こども家庭課	35,782
3	こども家庭相談経費	こども家庭課	49,274
4	助産施設母子生活支援施設入所委託	こども家庭課	125,522
5	ファミリー・サポート・センター事業	こども家庭課	20,481
6	児童福祉事務運営費	こども家庭課	30,828
7	児童養護施設等運営費補助金	こども家庭課	15,464
8	児童養護施設建設費借入償還金補助金	こども家庭課	19,668
9	児童保護措置費	こども家庭課	1,310,042
10	社会的養護自立支援事業	こども家庭課	14,421
11	ひとり親家庭等自立支援事業	こども家庭課	60,795
12	ひとり親家庭等生活向上事業	こども家庭課	33,663
13	母子保健事業	こども家庭課	12,733
14	特定不妊治療費助成事業	こども家庭課	132,714
15	未熟児養育事業	こども家庭課	52,035
16	小児慢性特定疾病医療事業	こども家庭課	116,850
17	先天性代謝異常等検査事業	こども家庭課	14,830
18	地域児童精神科医療寄附講座開設事業 (債務負担行為)	こども家庭課	25,000
19	母子福祉資金貸付金	こども家庭課	130,782
20	陽光園運営費	緑子育て支援センター	4,695
21	こんにちは赤ちゃん事業	緑子育て支援センター	4,775
22	母子保健事業	緑子育て支援センター	6,022
23	陽光園運営費	中央子育て支援センター	4,241
24	こんにちは赤ちゃん事業	中央子育て支援センター	7,787
25	母子保健事業	中央子育て支援センター	7,971
26	陽光園運営費	南子育て支援センター	4,666
27	こんにちは赤ちゃん事業	南子育て支援センター	7,612
28	母子保健事業	南子育て支援センター	8,956
29	子育て広場事業	こども・若者支援課	17,238
30	子どもの権利推進事業	こども・若者支援課	12,319
31	子どもの広場助成事業	こども・若者支援課	348,655
32	児童館管理運営費	こども・若者支援課	193,886
33	放課後子ども教室事業	こども・若者支援課	22,942
34	放課後児童健全育成事業	こども・若者支援課	907,546
35	児童厚生施設維持補修費	こども・若者支援課	88,618

No	事業名	所管	決算額
36	こどもセンター運営費	こども・若者支援課	663,498
37	こどもセンター維持管理費	こども・若者支援課	130,457
38	一般事務費	こども・若者支援課	12,423
39	青少年指導員活動推進費	こども・若者支援課	13,522
40	はたちのつどい開催費	こども・若者支援課	17,177
41	青少年学習センター維持管理費	青少年学習センター	27,357
42	子育て広場事業	保育課	91,299
43	認定保育室補助金	保育課	268,922
44	児童福祉事務運営費	保育課	83,018
45	幼児教育・保育無償化事業	保育課	719,895
46	教育・保育施設等給付費	保育課	16,526,266
47	教育・保育施設等助成費	保育課	3,837,610
48	臨時的任用職員等経費	保育課	498,212
49	施設運営費	保育課	249,441
50	施設維持管理費	保育課	187,775
51	施設維持補修費	保育課	83,898
52	保育所園舎改修等事業	保育課	55,995
53	幼稚園就園奨励補助金	保育課	259,047
54	私立幼稚園教育振興補助金	保育課	23,859
55	私立幼稚園運営助成事業	保育課	191,773
56	私立幼稚園支援保育事業補助金	保育課	46,940
57	幼稚園運営費	保育課	29,831
58	児童相談所運営費	児童相談所	166,694
59	児童相談所機能強化事業	児童相談所	48,548
60	陽光園運営費	陽光園	75,573
61	陽光園維持管理費	陽光園	31,285

② 令和2年度の組織改編について

相模原市は、令和2年4月1日に一部組織の改編を行っている。

こども・若者未来局については子育て給付課を新設し、こども家庭課が所掌していた事務の一部を移管しており、健康福祉局地域医療課から「小児医療費助成」及び「ひとり親家庭等医療費助成」に関する事務を移管している。

包括外部監査の実施にあたっては、地域医療課から移管された事業は監査の対象外としている。また、監査対象とした事業のうち、こども家庭課から子育て給付課に移管された事業は、表1ではこども家庭課の事業として表記しているが、報告書の「第4 外部監査の結果及び意見」では、「IV. 子育て給付課」に記載している。

本年度包括外部監査で監査対象とした事業のうち、令和2年度にこども家庭課から子育て給付課に移管された事業は次表のとおりである。

第3 実施した外部監査の概要

表 2 こども家庭課から子育て給付課に移管された事業 (単位:千円)

No	事業名	所管	決算額
11	ひとり親家庭等自立支援事業	こども家庭課	60,795
12	ひとり親家庭等生活向上事業	こども家庭課	33,663
19	母子福祉資金貸付金	こども家庭課	130,782

(2) 監査対象とした事業の抽出方法と実施した監査手続

相模原市よりこども・若者未来局の令和元年度の財務データを入手し、次の条件で監査対象事業を抽出した。

- ① 令和元年度にこども・若者未来局が実施する事業のうち、令和元年度の決算額が10百万円以上の事業(細目ベース)を抽出した。
- ② ①で抽出した事業の中から監査を実施する必要性が高いと判断した61の事業を抽出して監査対象とした。
- ③ ①について、令和元年度の包括外部監査で監査対象とした委託事業は監査対象外とした。

(3) 実施した監査手続

① 所管部署等へのヒアリングと資料の閲覧

監査対象として抽出した事業について、所管部署等に対して、事業概要等のヒアリングを実施し、関連資料を閲覧し、必要事項等について質問等を実施した。

② 実地監査

次の施設について実地監査を実施した。

表 3 実地監査を行った施設

名称	位置
相模原市児童相談所	相模原市中央区淵野辺2丁目7番2号
相模原市立青少年学習センター	相模原市中央区矢部新町3番15号
相模原市立療育センター (名称:相模原市立陽光園)	相模原市中央区陽光台3丁目19番2号

2. 監査の結果及び意見の要約

報告書「第4 外部監査の結果及び意見」に記載した事項の要約を以下に記載する。
 なお、以下の記載は要約であるため、具体的な内容や記載の根拠については当該事項の本文を参照されたい。

項目	結果	意見
I. 総論		
1. 相模原市の人口推移	—	—
2. 年少人口の状況	—	—
3. 保育所等利用待機児童の状況	—	—
4. 児童相談所等の状況	—	—
5. 幼稚園等の状況	—	—
II. こども・若者政策課		
1. 子ども・若者未来基金積立金		
基金の使用状況の開示について【意見-1】 基金への寄附者などに対する市の説明責任を果たす意味からも、基金がどの充当事業にどの程度使われているのか、具体的な内容をホームページなどでわかりやすく説明することが望ましい。	—	○
III. こども家庭課		
1. 子育て広場事業		
事業委託先の法人格について【意見-2】 委託先のうち、ふぁみりいさぽと Casa di Bambino と子育て親育ち応援団 With.cfc は法人格を有しない任意団体である。 事業開始から 5 年以上経過し、今後も事業を継続するという前提のもとでは、スタッフの交代等に伴う事業ノウハウの蓄積・継承や組織的な運営の面で法人格を取得するほうが望ましい。 2 つの任意団体に対して法人格取得に向け、さらなる協議を行うことが望ましい。	—	○
2. こども家庭相談経費		
こども家庭相談員の属性について【意見-3】 こども家庭相談員の委嘱にあたっては総合的に判断しているとのことであるが、こども家庭相談員の属性の多様化についても留意することが望ましい。	—	○
利用者アンケートについて【意見-4】 こども家庭相談について、機会をとらえて利用者に対するアンケート調査や現状調査を行うことが望ましい。	—	○
3. ファミリー・サポート・センター事業		
再委託の取扱いについて【結果-1】 ファミリー・サポート・センターの運営を市社協に委託している。 再委託が必要な場合は市の承諾を得て行うべき旨を、委託契約書に追記する必要がある。	○	—

第3 実施した外部監査の概要

項目	結果	意見
4. 社会的養護自立支援事業		
年次報告書の未徴取について【結果-2】 受託者から年次報告書が提出されていなかった。 今後は、年次報告書の記載内容を仕様書に明記するなどした上で、確実に徴取する必要がある。	○	-
5. 小児慢性特定疾病医療事業		
小児慢性特定疾病医療費助成制度の啓発について【意見-5】 本制度の趣旨とメリットを医療機関等に理解してもらうよう努めることは非常に重要であるが、加えて、養育者にも子ども向けの医療費助成制度の内容を周知し、自分たちに選択肢があることを知ってもらうよう対応を進めることが望ましい。	-	○
IV. 子育て給付課		
1. ひとり親家庭等自立支援事業		
給付金の支給申請期間について【意見-6】 申請期限を受講修了後1ヶ月とすることについて見直す余地はないか、事情があることが想定される申請者のために対応を図る余地はないかを検討することが望ましい。	-	○
高等職業訓練促進資金貸付事業の利用促進について【意見-7】 本事業は高等職業訓練促進給付金の利用が前提となっているため、まずは同給付金の利用促進を図り、もって本事業による貸付金の利用者を増やしていくよう努めていく必要がある。	-	○
2. 母子福祉資金貸付金		
借用証書の写し等を交付することについて【意見-8】 借受人、連帯借受人及び連帯保証人に対しては、借用証書の写し等は申し立てをすることで交付することができる旨を積極的に周知し、できる限り多くの関係者に借用証書が交付されるように努めていくことが望ましい。	-	○
違約金の免除について【意見-9】 違約金の免除申請期限を年度内としているが、免除申請方法のより弾力的な運用が可能かどうかを調査し、借受人が申請しやすい環境を検討することが望ましい。	-	○
V. こども・若者支援課		
1. 子どもの権利推進事業		
子どもの権利相談室の周知と活用について【意見-10】 今後も本事業の周知を十分に図っていく必要がある。 また、たとえば青少年相談センターで実施している相談事業など、他の相談事業との連携を深めることで、相談機会の増加が図られるかどうかとも検討することが望ましい。	-	○
2. 放課後子ども教室事業		
放課後子ども教室の開設場所の増設の検討について【意見-11】 放課後子ども教室の実施率の高い自治体の状況について情報を収集すること、また、必要に応じて相模原市立小学校の空き教室の状況把握を行う等、情報の把握に努めることが望ましい。	-	○
3. 放課後児童健全育成事業		
児童クラブ育成料の収入未済について【意見-12】 収納率の低下傾向を改善することについては、口座引落率の向上を図ることも一つの方法と考える。収納率の低下傾向を改善するための対応を図っていくことが望ましい。	-	○

項目	結果	意見
4. こどもセンター運営費		
こどもセンター運営委託契約に係る支出命令書について【意見-13】 こどもセンター運営委託に関しては、年度当初に規定額を支出し、年度末の委託期間終了後に、精算報告書の提出と精算手続が行われることになるが、上溝南こどもセンターの精算状況を確認したところ、精算報告書及び決算書が市の管理簿冊にファイリングされていない。 支出命令書作成時に、支出区分は「概算」を選択すべきところ、上溝南こどもセンターのみ「通常」を選択して作成したことにより、その後の事務フローが異なることもあり、精算報告書及び決算書については、別の簿冊にファイリングしていたとのことであった。 支出命令書作成時に「概算」を選択するよう課の内規で定められており、内規に従い事務を行う必要がある。	-	○
5. 子どもの広場助成事業		
購入土地について【意見-14】 令和2年3月24日に341,719千円で土地開発公社から土地を買戻している。 当該土地については、平成13年度包括外部監査及び平成29年度包括外部監査で検討の対象となっており、平成31年度には指摘事項に対する措置を講じている。 当該土地は使用しているものの、必ずしも必要な財産ではない。 現状では、取れる対策は多くはないが、周辺公共施設等の再編に合わせて、有効な利用計画を再検討し、早期に保有するか売却するか結論を得る必要がある。	-	○
VI. 保育課		
1. 子育て広場事業		
収支決算書の検証について【結果-3】 事業運営出納帳の作成を義務付け、この事業運営出納帳に記載された数値をもとに収支決算書を作成させる必要がある。その上で、必要に応じて事業運営出納帳を査閲し、必要に応じて支出内容についての質問や領収書との突合を行い、収支決算書との整合性をチェックする必要がある。さらに翌年度の収支予算書は、前年度収支決算をベースに予算建てが行われているかどうかを確認することも必要である。	○	-
実施状況報告に対するモニタリング及び是正措置について【結果-4】 実施状況報告書の提出を受けて、開催回数が基準に満たない場合や参加者人数が極めて少ない報告であった場合には、事業者への意見聴取や関連書類の閲覧などによりその原因を究明し、改善措置を採ることを指示する必要がある。	○	-
実施状況報告書の記載項目について【結果-5】 現在の「子育て広場事業報告」では、園庭開放が補助金の支給基準である最低週1回の開催を満たしているかどうかの検証を行うことができない。事業者が提出する実施状況報告書の様式を見直し、園庭開放の開催日数の記載を加える必要がある。	○	-
専任職員の就労状況について【結果-6】 専任職員の業務日報には勤怠状況も記入するものとし、子育て広場事業の従事内容の記載が不十分である場合には、事業者に質問するようなモニタリングが必要である。 また、補助金の公益性の観点から、提出を受けた給与明細等に関してはチェックを行い支出内容の検証を実施する必要がある。	○	-

第3 実施した外部監査の概要

項目	結果	意見
2. 認定保育室補助金		
消費税仕入控除税額報告書の提出について【結果-7】 補助金により認定保育室運営経費を支出し、消費税仕入控除税額が確定した場合には、市長に対して速やかに報告し、当該消費税仕入控除税額の全額又は一部を返還するものと定められている。しかしながら、補助事業者からは近年、この消費税仕入控除税額報告書の提出を受けていない。 消費税仕入控除税額報告書の提出を補助事業者に通知し、提出の徹底を図る必要がある。	○	—
支援保育対象児童保育費に係る支援保育児童調書について【意見-15】 補助事業者より提出を受ける「補助金等交付申請書」に、支援対象児童が在籍する場合は「支援保育児童調書」を添付することになっているが、一瞥したところ、未記入の点が多く不完全な調書であると誤認される可能性がある。 選択形式に記載するような様式に変更する必要がある。	—	○
収支決算報告について【意見-16】 年 1 回実施している「助成金調査」の際には、収支決算報告と出納帳との整合性をチェックし、必要に応じて領収証の査閲や内容についての質問を実施することにより、収支決算報告の妥当性を検証し、事業の健全性や適正性を確保する必要がある。	—	○
3. 児童福祉事務運営費		
業務完了報告書の添付書類の漏れについて【結果-8】 保育士人材確保等推進事業委託においては、受注者は毎月、業務完了報告書に各事業実施に係る資料を添付して市に提出しなければならない。しかしながら、8 月の業務完了報告書に事業実施に係る資料が添付されていなかった。 業務完了報告書の添付書類を漏れなく提出させる必要がある。	○	—
事業状況報告書の未提出について【結果-9】 保育士・保育所支援センター事業委託費においては、受注者は、実施状況報告書及び実績報告書を市に提出しなければならない。しかしながら、仕様書に示されている実施状況報告書が提出されていなかった。 受注者に対して、業務完了後速やかに実施状況報告書を提出させる必要がある。	○	—
補助事業等実績調書の記載について【結果-10】 保育センター運営費補助金について、平成 31 年度補助事業等実績調書が提出されている。 補助事業等実績調書には所管課が記入する欄が設けられているが、所管課は、補助金等に対する評価として、十分な事業実績と事業成果(公益性、社会貢献度)が確認されると記入している。また、このように評価した理由を記載する欄が設けられているが、この欄への記入がない。 補助金を交付することの妥当性の根拠を明らかにしておくためにも、評価した理由を適切に記載する必要がある。	○	—
就職促進研修の実施状況の記載明確化について【意見-17】 保育士人材確保等推進事業委託においては、研修等の企画・開催をしなければならない。 潜在保育士及び新卒保育士等の就職促進研修については、講習 2 回、実習 1 回を実施することとなっているが、実習を実施した日、実習場所、実習内容等を確認することができなかった。 仕様書に示した業務内容を確実に履行したことを明らかにするために、その実施状況について適切な報告を求める必要がある。	—	○

項目	結果	意見
<p>補助金負担割合の明確化について【意見-18】</p> <p>学校法人白峰学園横浜女子短期大学保育センターに補助金を交付するものである。</p> <p>補助金負担割合は、神奈川県 35%、横浜市 30%、川崎市 20%、相模原市 10%、横須賀市 5%となっており、この負担割合は 5 区市による調整により、平成 15 年当時の保育士数の割合で決定したとのことである。</p> <p>平成 15 年当時の保育士数の割合と現在の保育士数の割合が整合しているとも限らないため、改めて、保育士数の割合を確認するなどして、補助金負担割合の妥当性を確認することが望ましい。</p>	-	○
<p>支出命令書添付の作業報告書について【意見-19】</p> <p>各四半期の支出命令書を確認したところ、支出命令書には、請求書、作業報告書、契約書が添付されていた。</p> <p>支出命令書には作業報告書ではなく、業務完了報告書を添付するよう事務を改善する必要がある。</p>	-	○
<p>収支精算書の提出について【意見-20】</p> <p>保育士・保育所支援センター事業委託費において、事業実施報告書と収支精算書が提出されている。しかしながら、契約書に収支精算書の提出は規定されていない。</p> <p>収支精算書の提出が必要なことを契約書に明確に規定する必要がある。</p>	-	○
<p>使用貸借に係る書面の作成について【意見-21】</p> <p>けやき会館 4 階事務室を「子ども・子育て支援制度事務センター」として、市が公益財団法人相模原市まち・みどり公社（以下「みどり公社」という。）より賃借している。子ども・子育て支援制度事務センターでは、保育所・こども園等の支給認定申請の受付などの保育事務全般を株式会社パソナへ委託しており、賃借物件を同社に使用貸借させている。</p> <p>賃借物件を株式会社パソナに使用貸借させることについて、みどり公社より書面による承諾を得ておくことが望ましい。</p>	-	○
4. 幼児教育・保育無償化事業		
<p>代理受領の明確化について【結果-11】</p> <p>施設等利用費請求書には、請求者名（保護者）のほか、振込先口座を記入することとなっている。令和元年度（10 月～12 月分）の施設等利用費請求書を確認したところ、請求者名と振込先口座の口座名義人が異なるものが相当数あった。</p> <p>施設等利用費請求書の振込先口座の口座名義人が請求者名（保護者）と異なる場合は、委任状を徴取するなどして、代理受領について明確にする必要がある。</p>	○	-
5. 教育・保育施設等助成費		
<p>児童処遇・管理費等加算(教材費加算)について【結果-12】</p> <p>教材の購入等に要する経費について、教材費加算分として、3 歳クラス以上の子ども一人あたり月額 1,000 円を加算している。しかしながら、民間保育所運営委託料交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 3 条別表第 2 は教材費加算について規定していない。</p> <p>交付要綱別表第 2 に教材の購入を追加するなどして、教材費加算の根拠を明確にする必要がある。</p>	○	-
<p>消費税仕入控除税額報告書に係る規定の見直しについて【結果-13】</p> <p>相模原市保育士宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱（以下「借上げ支援事業補助金交付要綱」という。）第 11 条は、消費税仕入控除税額報告書（第 1 号様式）を提出しなければならないと規定している。</p> <p>しかしながら、補助の対象となる経費は消費税法上、非課税取引で、消費税仕入控除税額が該当することはないため、借上げ支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定は不要であるといえる。</p> <p>借上げ支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定を見直す必要がある。</p>	○	-

第3 実施した外部監査の概要

項目	結果	意見
<p>消費税仕入控除税額報告書の未提出について【結果-14】</p> <p>相模原市保育教諭確保のための資格取得支援事業補助金交付要綱で、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第4号様式)を提出しなければならないこととなっている。しかしながら、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第4号様式)が提出されていない。</p> <p>なお、監査での指摘を受けて当該書類の提出を受けており、補助金返還相当額がないことを確認している。</p> <p>当該交付要綱に従い、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第4号様式)を遅滞なく提出させる必要がある。</p>	○	—
<p>乳児保育対応加算について【意見-22】</p> <p>乳児保育対応加算については、交付要綱別表第5(1)の算式欄に請求・支払時期が規定されていない。</p> <p>乳児保育対応加算についても、連携園加算、アレルギー児対応加算、保育士等キャリアアップ研修代替職員雇用費加算と同様に、請求・支払時期を交付要綱上、明確にしておく必要がある。</p>	—	○
<p>6. 施設維持管理費</p>		
<p>業者選定過程の記録について【意見-23】</p> <p>園舎清掃業務委託及び防犯カメラ設置委託は指名競争入札によっている。</p> <p>業者選定にあたっては、契約システムに登録している業種でコード分けを行い、市内業者を優先に実績等を勘案するとともに、毎年度同じ業者に偏らないように考慮するなどして業者を絞り込んでいるとのことであった。</p> <p>このような選定過程を経て業者を決定していることに問題はないと考えるが、入札経過表等の文書からは選定過程が不明である。</p> <p>業者選定過程の透明性を高めるためにも、選定過程を記録、保管しておくことが望ましい。</p>	—	○
<p>7. 施設維持補修費</p>		
<p>業者選定過程の記録について【意見-24】</p> <p>大沢保育園屋上塗装等修繕15,290千円は指名競争入札によっている。</p> <p>業者選定過程の透明性を高めるためにも、選定過程を記録、保管しておくことが望ましい。</p>	—	○
<p>VII. 児童相談所</p>		
<p>1. 児童相談所運営費</p>		
<p>タクシー利用に係る契約書について【意見-25】</p> <p>要保護児童の施設への移送や受診のためにタクシーを利用することがある。</p> <p>タクシーの利用にあたっては、平成22年4月1日付で、18のタクシー事業者とそれぞれ別個に相模原市児童相談所におけるタクシーの利用に係る契約(以下「タクシー利用契約」という。)を締結している。</p> <p>平成22年4月1日付の契約書がそのまま引き継がれていることから、タクシー利用契約書には、「暴力団等排除に係る発注者の解除権」や「暴力団等からの不当介入の排除」など、近年契約書に盛り込むべきとされている項目が盛り込まれていない。</p> <p>タクシー利用契約書については一度、内容の見直しを行うことが望ましい。</p>	—	○

項目	結果	意見
Ⅷ. 青少年学習センター		
1. 青少年学習センター維持管理費		
指名業者の選定について【意見-26】 相模原市立青少年学習センター樹木剪定伐採業務を委託している。 本委託業務については、指名者数を増やすことや、見積書を複数者から徴取する、指名業者の所在地条件を広げるなど、競争性をより働かせるための対応を図っていく必要がある。	—	○
総合管理委託等の検討について【意見-27】 青少年学習センターでは、施設等管理運営委託として18件の委託契約を締結しており、うち12件は施設設備関連の契約である。 青少年学習センターを最小のコストで最大の効果を得て維持管理するために、12件の委託契約のうち同一の契約にまとめられるものはないか、あるいは総合管理委託を導入する余地はないかなどを検討することが望ましい。また、検討にあたっては、単年度契約から長期契約への変更のように、どのような対応を図ればスケールメリットが発揮できるか、さらに、変更の時期はいつにすべきか等を慎重に検討することが望ましい。	—	○
Ⅸ. 陽光園		
1. 陽光園運営費		
通園バスの委託契約の見直しについて【意見-28】 陽光園は肢体不自由のある児童が通所しているため通園バスを運行している。 肢体不自由のある児童が通所することを踏まえても、現在の乗車率をみる限り、現在のサービス水準を維持したうえでコストを削減する余地がないかを検討する必要性はあると考える。 コストの削減を図るためには、2台で運行している状況を1台で運行することの可否や、現状の運行ルートや運行時間帯を見直す余地があるかについて検討すること求められる。 より少ないコストで最大の成果を得られるよう、検討する必要がある。	—	○
委託料の精算について【意見-29】 発達障害支援センター就労支援事業を外部に委託している。 受注者の努力により業務の効率化が図られ、その結果として残金が生じた場合にも委託者である市への返還が生じることとなる。一方、相談対象者数が予定より多く、予算内では業務が終了しなかった場合は、予算を上回った額を受注者が受領する仕組みはないため、その場合、受注者の負担は増加することになる。 精算についてはこのような問題を含んでいるため、委託費精算の可否や精算方法、チェック方法等を再検討する必要がある。	—	○
合計	14	29